

令和8年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和8年3月4日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
8番	小川正典	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子明美		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	益子純恵	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	総務課長	加藤博行
企画財政課長	谷田克彦	税務課長	田角章
住民課長	金子洋子	生活環境課長	久保寺康之
健康福祉課長	益子利枝	子育て支援課長	加藤啓子
建設課長	田邊康行	産業振興課長	杉本篤
農業委員会 事務局長	星善浩	会計管理者 兼会計課長	星学
学校教育課長	熊田則昭	生涯学習課長	斎藤昌代
上下水道課長	高野曜路		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 横山和則 書記 仲野谷智子
書記 小森亮利

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子明美） ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
-

◎一般質問

- 議長（益子明美） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 矢 後 紀 夫

- 議長（益子明美） 2番、矢後紀夫議員の質問を許可します。

2番、矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

- 2番（矢後紀夫） おはようございます。議員番号2番、矢後紀夫です。

早いもので、私が那珂川町議会議員の拝命を受けましてから現在で3年10か月の時が経過いたしました。那珂川町定例議会一般質問にて登壇する機会も本日が最後となってしまいました。当初より私なりに町を何とかよくしたいという気持ちで拙いながらもいろんな質問をさせていただきまして。そして、執行部の皆様におかれましては、毎回私の質問に対して誠実な答弁をしていただき、また、町政運営の参考にしていただけましたこと、改めまして

心より感謝申し上げます。

それでは、本日も建設的な答弁をよろしくお願いいたします。

では、質問を始めます。今回は学校給食についての質問をいたします。

現在の学校給食は、学校給食法、昭和29年法律第160号にある児童生徒の心身の健全な発達と食に関する正しい理解、そして、判断力を養うことを目的として栄養豊かな給食の提供と食育の推進を定めた法律を基に、公立小学校等の設置者、自治体が実施に努めるものとされる努力義務によって、現在当町においても学校給食を実施しております。

当町の学校給食においては、安全確保はもとより、適切な栄養摂取と優れた栄養バランスに加え、地域食材や季節の食材を豊富に活用し、食文化の継承と生産者に対する感謝と食育の推進に努められています。そして、その給食の内容は他の自治体と比較して自慢できる充実ぶり聞いております。

令和7年度より、町は学校給食費を独自に完全無償化として学校給食を実施しておりますが、令和8年度より、国と栃木県の補助により公立小・中学校の給食無償化、抜本的負担軽減が実施されます。そこで、全国的にも学校給食の転機と思える今、改めて現在の那珂川町学校給食の課題と今後について、町はどのような考えを持って学校給食を運営していくのかを問うものであります。

では、まず1問目といたしまして、当町の学校給食に対する考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（益子明美） 教育長。

〔教育長 吉成伸也登壇〕

○教育長（吉成伸也） 学校給食に対する考えについてお答えをいたします。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達や食に関する正しい理解と判断力を養う重要な役割を果たしているものと考えます。

その重要な役割を担うため、学校給食センターにおいて、毎日の献立を作成する際には、適切な栄養摂取や地元食材の利用等を考え作成しております。

適切な栄養摂取では、児童生徒の成長に合わせた栄養バランスやカロリー計算を考えております。その際には、地元の農家の方が愛情を込めて作られた野菜を中心に使用することで、食べるだけでなく、地域の生産者とのつながりを持てるようにしています。

さらに、町特産の食材を給食に提供し、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることの気づきの場と考えております。

また、児童生徒からのリクエストのある献立を提供することで、給食を通じ食べる楽しみも感じてもらっております。

町としましては、成長期の児童生徒の重要な「食」を提供し、今後も学校給食の目標が達成できるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、再質問をさせていただきます。

学校給食法に基づき児童生徒の心身の健全な発達と食の楽しみを含む食育のために学校給食を運営し、今後も学校教育の目標が達成できるよう取り組んでいきたいという答弁であったかと思いますが、教育的、指導的目標以外に数値的な目標はございますか、伺います。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

特に教育的、指導的目標以外の数値目標は設けておりません。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 数値的目標はないということで理解いたしました。

それでは、質問を変えます。

地元野菜を中心に使用しているとの答弁がございました。どのように地元野菜及び食材を調達しておられるのかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

地元野菜の調達につきましては、主に那須南農業協同組合さんをお願いしております。その他、豚肉やホンモロコ、マコモタケ、サクランボなど、那珂川町産の食材を生産者から直接調達をしております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 十分理解いたしました。

それでは次に、成長期の児童生徒の重要な食とありましたが、児童生徒は給食を残さずに食べてくれているのでしょうか、残食率を伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

給食の残食率ですが、小学校は約7%、中学校は約5%になっております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 残食率は全国平均並みのようだと思います。

質問を変えます。

地元生産者の野菜を使用することで、地域の生産者とのつながりを持つとのことですが、児童生徒や保護者に生産者の食材説明や生産のご苦労など、どのように伝えられているのかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

町内のホンモロコ生産組合と町担当課の協力で給食の食材としてホンモロコを使用させていただいております。給食として提供する日には生産者の方に学校に来て子供たちと会食をしていただき、その際には生産者の方から生産に係る話があると聞いております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） ホンモロコ給食のように、生産者と給食の時間を過ごす交流は大変すばらしいと思っておりますが、そのほかの食材生産者との交流給食はどのようなものがあるかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

あと、高校の生徒さんが栽培した野菜を提供してもらっております。食材を給食として提供するには生徒さんを招待し、会食を実施しているような状況です。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 食材と献立を考えるだけでなく、生産者と給食の時間を過ごすことで児童生徒は生産者のご苦勞を知り、残食しない努力が児童生徒に意識づけられると考えられます。今後、各地元野菜生産者の皆さんも大変お忙しいとは思われますが、生産者の方に給食の時間においでいただき、共に給食の時間を共有していただいてはどうかと考えますが、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどのホンモロコ以外にも地元食材がございますので、生産者と会食ができるかどうか検討してまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） ぜひ、推進していただきたいと思います。

1問目の学校給食についての町の考え方については十分理解できましたので、2問目の質問に入ります。

令和8年度より、国や県から学校給食無償化に対して支援がされることとなります。町は令和7年度より独自に学校給食を無償化しております。国と県からの支援を受けることで財政的にゆとりが生まれ、さらに給食のクオリティー、質を高められるのではないかと考えますが、様々な角度でクオリティー、質を高められるか伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 学校給食のクオリティーについてお答えいたします。

来年度から実施される国・県による支援は「保護者負担の軽減を通じた子育て支援」となっております。

当町の給食については、地元産の食材を利用した献立を作成しており、例えば、月水金に提供される米飯については、地元産コシヒカリを使用、また、主菜として使用される地元産和牛を使用したビーフシチュー、同じくホンモロコの唐揚げ等、副菜としてイチゴやサクランボなど、季節によっては児童生徒がわくわくするような献立を提供しております。

町としましては、人件費や物価が高騰しているところではありますが、現状の質を維持し、児童生徒に喜ばれるおいしい学校給食を今後も提供していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 来年度より保護者の負担軽減を通じた子育て支援が始まるわけですが、当町では既にこれまで保護者の負担軽減措置として給食費減免、給食費無償化に取り組んでまいりました。今後、国と県で小・中学生、児童生徒に5,200円程度の食材費を公費で補助されるのに人件費と物価高騰を鑑みて、給食の質は高めず現状維持という答弁であるか確認いたします。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

お見込みのとおりとなります。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 私は、常にどうしたら那珂川町が近隣自治体や県、そして全国から注目を浴びることができるかを考えております。

町は長年にわたり町内の児童生徒に、子供たちのため、そして保護者の経済的負担軽減のため、学校給食においては経済的に他市町に例を見ないほどの支援をしてこられました。その町の支援の後押しとして今回国・県の支援を受けられるとすれば、さらなる当市で給食のクオリティー、質の向上を目指せる千載一遇のチャンスではないかと思うわけです。那珂川町が日本一すばらしい給食を提供する自治体として脚光を浴びるチャンスではないかと思うのです。

今現在、全国の1食当たりの給食平均単価は小学生約275円から330円程度と言われてい

ますが、当町では以前より町の子育てに対する考え方と多方面からの支援により、1年間の単価をならしますと小学生約320円、中学生350円程度という、既に他自治体と比較して全国平均より少しだけ上回る給食単価です。

しかし、今後の国・県の支援を乗じて、ほかではまねのできないより質の高い高単価の給食を提供できるチャンスだと思うのです。マスコミ取材が殺到するような給食を提供する考えがあるかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

より質の高いグレードアップした給食の提供ということですが、1食当たりの単価や1日の摂取カロリー、栄養のバランスなどを考えて給食を提供しております。今後も子供たちがさらに喜ぶようなおいしい給食を提供していきたいと考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） なかなか乗ってきてくれませんか。

私になぜ、給食にこだわって給食のクオリティを上げるべきかと言っている理由なんです。私は学校給食を起爆剤にして、那珂川町の教育移住を推進してはどうかと考えているんです。実際に日本一の給食を目指して給食移住を成功させている自治体があります。

千葉県南房総市では、豊かな食材と独自の学校給食に魅力を感じる移住希望者が増えていると注目、目玉は完全週5日米飯給食、パン、麺類は一切提供しません。そこには理念があって、大人が子供に食べさせたい食、和食中心の献立、地産地消の推進とあります。

次は、長野県軽井沢町の給食は2022年より学校給食費、食材費の無償化、地元産の有機農産物を活用した食の安全性と、町のホテルレストランシェフが考案する年4回の特別給食を目玉に教育移住を促進しています。

現在、教育移住を考えたとき、給食の質は教育の質と考える傾向が全国的に強くなってきているわけです。当町の学校給食を総合的にブラッシュアップして、教育移住の一手としてはどうかと考えます。そのような考えで給食のクオリティを上げる考えはないか伺います。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

日本一すばらしい給食を教育移住の一手とする考えがあるかのご質問かと思いますが、関係課とも連携をしまして、調査研究していきたいと考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 今現在のクオリティーから言えば、那珂川町の学校給食なら必ずできると思っておりますので、ご検討していただきたいと思えます。

では、質問を変えます。

児童生徒が喜ぶ質の高いおいしい給食を那珂川町は提供していると、町は常に自負した発表をしているように私は感じますが、そのおいしい給食、その基準は何でしょうか、伺いたします。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童生徒に実施しました食育だよりのアンケートの結果から、そのように捉えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） おいしい給食の指標の一つに残食率があります。残食率は児童生徒が給食をどのくらい食べ残したか、そのほかの要因が少なからずあったとしても、児童生徒にとっておいしい給食であるかどうかの指標とされています。

町は一番最初の質問で、残食率を小学校7%、中学校5%とのことでした。最初の質問で給食の数値目標を問いましたら特別数値目標はないと答弁されましたが、町は満足いく残食率としてこれを捉えているのか伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

残食率は低いほうが残された給食が少ないということでありますので、現在の残食率についてももう少し減少させたいとは考えております。特に魚料理であったり、野菜の残食を減らしていきたいと考えてはおります。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 那珂川町学校給食の令和5年の残食率が中学校5%、小学校7%、6%程度だと思うんですが、令和5年、同年の全国の平均の残食率は6.9%です。那珂川町学校給食の残食率は全国平均を下回ってはいますが、数値的においしい給食と称するほど優れた残食率だと私は思いません。児童生徒が喜んで完食する献立で残食率を下げる必要性があると考えますが、目標値を設定して残食率を下げる考えがあるかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

特に目標値は設定しておりません。また先ほど答弁させていただきましたように、中学校5%、小学校が7%という数値でありますので、それを下回るような目標ということで考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 先ほど答弁されましたアンケートで、おいしい給食と評されているということなんですが、給食の場合、アンケートはおいしい給食の決定的指標にはならないと私は思うんですね。

児童生徒たちは、私もそう考えると思うんですが、給食を提供してくださる関連職員の皆さんに対して、感謝の気持ちを優先すれば、せっかく出された給食をおいしくない給食だと私は答えるはずがないと思うんですね。おいしいと答えている割には残食率が多いと思うんです。おいしい給食の指標は残食がないことです。残食率6%程度でおいしい給食と評しては、私はいけないと思っております。

では、おいしい給食で有名な東京都の学校給食のお話をちょっとしますが、東京都足立区の学校給食の例、足立区は残食率を下げるために徹底的においしい給食にこだわり、食品ロスに努めている日本でも有名な足立区の学校給食です。こちらの残食率は何と3.7%です。小学校の残食率2.4%、中学校の残食率5.2%です。こちらは2007年東京都足立区教育委員会おいしい給食担当課長、松本令子氏を中心に残食率を15年で70%減らすという成果を上げ

ました。その成果は日本中で話題になり、主婦の友社より東京足立区のおいしい給食レシピを2011年に出版、2024年12月には第2弾も出版されています。松本氏はラジオ番組などにも出演するほど注目されています。

しつこくお聞きしますが、おいしい給食指標とフードロス削減のために、数値目標を立てて残食率を下げる努力をする考えがあるか、もう一度伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童生徒の中には給食に使われている食材の好き嫌いや、給食の量が多いなどの残食につながるようなこともあるかとは思いますが、先ほども答弁させていただきましたが、これからも残食が少なくなるような給食を工夫して提供していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 徹底的にフードロスと残食率にこだわって、全部食べたいおいしい給食にしていきたいと思えます。しかしながら、もちろん大昔のように、強制的に給食の完食を促すようなことのないようにだけはお願ひしたいと思えます。

では、質問を変えます。

全国では優れた学校給食を競い合う全国学校給食甲子園というコンクールがあります。那珂川町自慢の学校給食ですが、外部からの評価を受けるため、全国学校給食甲子園に過去エントリーしたことはあるでしょうか。

栃木県では、過去2012年第7回大会では宇都宮市立田原中学校がヤシオマスのしもつかれ一ゼというしもつかれをアレンジした献立が特別賞を受賞しております。それから2024年第19回では鹿沼市学校給食共同調理場が二次審査まで進んでいます。

先ほどの答弁にありました地元の食材をふんだんに利用したクオリティの高い献立であると自負しておられました。給食甲子園にエントリーしていただいて、日本一の給食の称号を勝ち取っていただきたいと思えますが、自慢の学校給食をエントリーしていただくことは可能であるかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

過去にエントリーしたことはございます。今後は出場に向けて、地元食材を使用した新たなメニューを開発できるように努力していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） ぜひ、頑張って優勝を目指していただきたいと思います。

では、給食の質について質問を変えますね。

現在、給食を配膳している食器はポリエチピレン製、通称PPというものですが、食事の大切さは栄養献立と味だけではないと私は思います。無機質なPPのトレイから献立が引き立つ食器に変えて、給食全体の見た目の美しさにもこだわらなければ、本当の食育とは言えないと私は思っています。

そこで、那珂川町自慢の小砂焼を給食の食器として使用してはどうかと考えます。小砂焼の食器で食事をする事で児童たちは郷土愛が醸成され、大人になってから必ずこの優れた食育の意味を自慢するに違いありません。学校給食のさらなるクオリティーアップに食器として小砂焼を使用する考えがあるかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

小砂焼の食器への使用ですが、陶器ですと重量が重かったり、割れたりする可能性もございます。配膳する学校側や洗浄するセンター側との協議が必要であると考えます。今後、調査研究してまいりたいと思いますので。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 皆さん、そう思われるんじゃないかと思うんです。まさかと思われそうですが、全国では既に30%程度、陶器の食器が学校給食で使われています。

一方、当町と同じようなポリプロピレン樹脂、PPは、さほど多くはなく30%程度です。そのほかはアルミ系の軽量金属など、珍しいところでは長野県ですが漆塗りの漆器なんかを使っている給食もございます。有田焼で有名な佐賀県では65%の学校給食で陶器の食器が使

用されており、先ほど懸念されておりました破損においては驚くことに1%程度だと言います。割れるという物理的事実を児童生徒もちゃんと理解して丁寧に扱うという行動もまた大切な食の教育だということです。

これも、近隣の益子焼を誇る益子町が先に給食導入すれば、この施策のインパクトは二番煎じとなり、マスコミの話題に上がることはないでしょう。県内初の試み、地元の小砂焼とコラボで日本一の学校給食を目指していただきたいと思います。検討ください。

今現在、那珂川町の行政施策の中で、全国へアピールとして期待が持てるものがあるとなれば、私はこの那珂川町学校給食ではないかと思うわけです。

教育移住を掲げた那珂川町は成果を上げることはできず、いまだ一人も教育移住の実績はありません。現状を考えれば、どこにも負けない学校教育が必要なのだと思います。日本一の学校給食を目指し、注目を浴び、そこから現在の手厚い那珂川町の質の高い教育を知ってもらうことが必要です。

そして、成果として児童生徒数確保につながるものと考えます。現在の手厚い少人数教育は時として児童生徒の人間関係の固定化につながり、人間関係の相性問題を深刻化しやすいことや競争力の低下や切磋琢磨する向上心が育ちにくいと言われていています。これ以上、少人数になっては駄目なんです。那珂川町は給食改革で教育移住の促進をするべきと強く訴えまして、2問目の質問を終わりにします。

では、次に3つ目の質問をいたします。

町は現在学校給食にてアレルギー除去食を提供してはならず、近隣自治体の学校給食に遅れを取っていると言わざるを得ません。今後、除去食を提供する考えはあるかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） アレルギー除去食の提供についてお答えいたします。

現在の学校給食センター施設は、アレルギー除去食を提供できる設備とはなっておりません。

近隣の状況を確認しますと、アレルギー除去食ができる施設であっても、牛乳などの乳と卵の除去食や代替食の提供はあるものの、それ以外の食材では、対応ができていない状況があります。

現在のところ除去食の提供は難しい状況ではありますが、今後も調査研究していきたいと考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 再質問いたします。

ただいまの答弁は除去食の提供は現在難しい状況で、今後も調査研究していくという答弁でよろしいでしょうか。確認いたします。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

お見込みのとおりです。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） では、令和4年6月定例議会一般質問にて、先輩の川俣義雅議員によります小・中学校の給食無償化とアレルギー除去食の提供についてという質問の中で、除去食と代替食の区別がやや曖昧なやり取りではございましたが、川俣議員の学校給食における代替食提供を求める質問に対して、当時の執行部課長は他市町の代替食の施設の整っていないところでのやり方等も調査研究してまいりたいと思っておりますと答弁されております。

それから今日まで3年9か月の時間が経過しております。他自治体では給食センターが新設され除去食の提供なども開始されている自治体もありますが、先ほどの答弁は3年9か月前の答弁に酷似していると感じたのですが、これまでの施設の整っていないところでのやり方の調査研究の結果をお聞かせください。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

除去食は給食センターでアレルギーの原因となる食材を取り除いて提供されるもので、例えば卵スープの提供であれば卵を取り除いたスープを提供することになります。代替食はアレルギーの原因となる食材を代替して提供するもので、例えばエビカツが食べられない場合はメンチカツを代わりに提供することです。

当町と同じ施設の整っていない近隣町の状況では、除去食や代替食の対応は実施していな

く、一部弁当であったり、完全弁当を保護者が用意し、持参している状況であります。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 方策が見当たらないということは残念ですが、設備上の無理を解決することは困難であることを理解いたしました。

では現在、那珂川町の小・中学校で食物アレルギーのために代替食が必要で、代替食を持参している児童生徒人数とその推移を伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

食物アレルギーの食材は多数ございますので、まず全体で食物アレルギーの届出をいただいている児童生徒の推移ですが、令和3年度は16名、令和4年度は17名、令和5年度は22名、令和6年度は21名、令和7年度は22名となっております。それぞれのアレルギーの原因となる食材が給食に含まれている場合は、一部弁当を持参していただいているような状況であります。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 食物アレルギーを持つ児童生徒は特に増加傾向であるとは言えないようですが、例えば小麦アレルギーの児童生徒は米飯、ご飯を持ってくるように促したり、それから牛乳の代わりに豆乳や特定の飲物など、代替食について学校から食品を指定して持参させているということはございますか、伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

主食については、米飯など代替りのものを持参していただくような協力をいただいております。それ以外のものについては特に指定をしているようなところはございません。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 代替食について指定がない場合の栄養価についてなんですが、食物アレルギーのために代替食を持参して昼食とする児童生徒と、提供される給食献立全てを食する児童生徒ではカロリー、熱量と栄養素の摂取に違いが生じると考えられます。

例えば、牛乳の代替食に豆乳を持参すれば、牛乳にない鉄分なども摂取することはできますが、牛乳に含まれる代表的なカルシウムは、牛乳110ミリグラムに対して豆乳は15ミリグラムと牛乳の約7分の1以下です。

例えば、これがお茶だったとしますと、カテキンやタンニンは摂取できますが、カルシウムはゼロ、カフェインも含まれます。もし学校給食の牛乳提供がカルシウム摂取という目的があるとすれば、カルシウム不足の懸念をするわけであります。

保護者への栄養指導またはそれを補う補助食品の提供などを行っているのかを伺います。
以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

給食だよりや食育だよりを通じて保護者には栄養バランスの重要性はお知らせをしているところです。補助食品の提供はしておりません。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 今後、児童生徒の健全な成長のために食物アレルギーにて代替食を持参する児童生徒の栄養についても十分に対応するべきと考えますが、代替食の栄養素について見直しや指導等を行う考えがあるか伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後も、給食だよりや食育だよりを通じ、保護者には栄養バランスの重要性をお知らせしていきたいと考えております。

また、保護者のほうから相談等があれば対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、ちょっと質問を変えます。

これまでアレルギー反応によって児童生徒の事故や、ヒヤリ・ハットはどのくらいあったか伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

直近で把握しているものですが、地元食材を提供した際に中学校の生徒でアレルギー反応が出て軽症であったというような報告は受けております。その生徒さんは、その食材を多量に食べたようで、後から医療機関で調べたところ、アレルギー食材であったことが判明いたしました。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 食べ過ぎたということですが、もし差し支えなければ、その食品を教えてくださいいただきたいんですが。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

サクランボになります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） サクランボを食べ過ぎたんですね。

一般的に、アレルギー反応・アナフィラキシーショックが起きた場合、最初の緊急措置としてエピネフリン、エピペンの注射が必要となりますが、児童生徒本人が措置することは学年によっては難しい場合があると思います。学校ではエピペンの所持と使用はどのように決められているのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

各学校の危機管理マニュアルの中でアレルギー対応についても対応していると聞いております。本人が持っている場合と養護教諭が預かっている場合があるとのことですので。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 施設の調理体制が十分に整っていない場合、複雑な代替食の調理や配膳を行うこと自体がリスクとなるため、文科省の指針でも、提供するかしないかの二者択一が基本原則のようで、当町は除去食、代替食の提供をしないという最も完全な安全策として理解いたしました。

学校と保護者が生活管理指導表に基づき定期的面談と徹底した給食献立の事前確認と栄養素について話し合いをされ、アレルギーを持つ児童生徒にも必要な栄養摂取を考慮し、何よりも学校給食にて重篤な事故が決して起こらないよう切望して、3問目を終わりにしたいと思います。

では、4問目の質問です。

3問目にも大変関連いたしますが、現在、食物アレルギー対応の代替食を保護者が用意していますが、給食を無償化している現在、町は児童生徒に対し経済的負担を含めた不平等さをどのように考えておられるか伺うものです。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 保護者の経済的負担を含めた不平等さについてお答えいたします。

町では、本年度から子育て世帯の経済的負担を軽減するため学校給食費の全額免除を実施しております。

食物アレルギー対応では児童生徒が完全にお弁当を持参しているケースはありません。一部主食、主菜などを持参していただいているケースもございます。その費用は保護者負担となっております。

学校給食における食材費は保護者が負担することが原則であります。保護者の負担軽減について、先進事例を参考に前向きに検討してまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、再質をいたします。

給食費完全無償化される前までアレルギーにより牛乳が飲めない児童生徒に対して給食費は牛乳を食さなかった牛乳代金を差し引いた形で給食費を徴収していたというお話を伺っておりますが、事実として間違いありませんか。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

給食費を徴収していたときに対応しておりました。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 給食費減免の時代でも給食費を徴収していたときは、乳製品アレルギーが原因で牛乳が飲めない児童生徒の給食費は、牛乳代金を差し引いた金額で給食費が徴収されていたことは当然であり、理解できます。なぜなら、差し引かれた給食費の費用を充当して別の代替食、この場合、飲物などを用意することができるからです。

一方、給食で牛乳を飲む児童生徒は、牛乳購入費を含む食材費を給食費として保護者が負担します。保護者の経済的負担が全く同じとは言えないまでも、児童生徒、保護者の経済的負担はおおむね平等だったと思うのです。しかし、当町は全ての児童生徒の保護者の経済的負担軽減のために完全給食無償化を実現させた現在、先ほどの牛乳の例で言えば、牛乳を飲む児童生徒の家庭では経済的負担は確かにゼロになり、給食費完全無償化になりましたが、代替食である牛乳以外の飲物代を負担しなければならないご家庭では、いまだに経済的負担は続いており、負担がなくなった家庭と負担が続いている家庭の不平等さは明らかと思われまます。

町は、この不平等さを前向きに検討するという今の答弁の考えでよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただいたとおり、保護者の負担軽減につきましては先進事例を参考に、前向きに検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） そこはちょっと指摘しておきたい部分なんです、全国的にも早い段階で無償化に踏み切った当町は、他自治体の先進事例を参考にするのは駄目ではないですか。当町が無償化のパイオニアだと思って他自治体に参考にされるような策を早急に検討され、支援していただきたいと私は思います。

学校給食の無償化は、アレルギー食が必要な児童生徒の家庭も、そうでない何でも食せる児童生徒の家庭双方の経済的負担軽減が実現しなければいけないと私は思い、今回この部分の質問をさせていただきました。

その支援の方法としては、食せない食材の費用の金額的換算がかなり難しく、大変工夫が必要とは思いますが、アレルギー除去食並びに代替食を提供できない原因は当町にあるわけで、代替食を用意する保護者家庭に食材費用を支援するのは当然だと思うわけです。

児童生徒のための学校給食完全無償化ならば、小・中学校全児童生徒の保護者の経済的負担を軽減しなければ、学校給食完全無償化とは言えません。この課題をクリアすることで、これもまた全国に自慢できる学校給食となるはずですよ。

一日も早く平等な経済的負担軽減になる完全無償化を実現していただきたいという要望を強くいたしまして、4問目の質問を終わります。

では、最後に5問目の質問です。

学校給食センターにおいては建設から33年が経過し老朽化が問題となっております。さきに質問させていただいたアレルギー除去食の提供の観点からも、今後、建て替えや改築をする考えがあるのか、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 学校給食センターの建て替えや改築についてお答えいたします。

現在の学校給食センターは平成4年に稼働して33年が経過しています。学校給食センターとしては調理に関する機器等について点検を実施、常に不具合がないように機器の入替えや修繕を行っております。

建物の老朽化については、来年度、調査を実施し確認してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 建物の老朽化について来年度より調査を実施するということですが、全国的には給食施設の耐用年数として、30年を経過すると大規模改修及び建て替えのケースが多いようです。その検討をする際、今後、学校規模や当町の児童生徒数の推移、設置場所等を当然考慮した形で検討することが望ましいと考えますが、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の学校給食センターにおきましては、合併後の児童生徒に対応した施設となっております。今後、建て替えが必要となった場合は、児童生徒数が減少していく傾向にありますので、そういった状況や設置場所などを検討することとなります。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） それでは、これまた一例を挙げさせていただきますが、千葉県印旛郡酒々井町があります。人口1万9,900人程度、町学校給食センターは昭和58年の建設以来42年にわたり町の学校給食を調理してきた酒々井町学校給食センターを、老朽化のため令和7年9月1日をもって廃止しました。建て替えには多額の費用がかかるため、現在、町内の学校給食は近隣の富里市の富里学校給食センターで調理されて配送されています。

このように、耐用調査の結果によっては大規模改修も建て替えもせず、近隣自治体の給食センターからの配送に委ね、給食センターの廃止というような選択肢も全国ではあるようですが、調査によっては建て替えの計画は立てず、近隣給食センターからの配送による給食運営も視野にあるのかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

来年度の調査結果を踏まえ検討していくことになると思います。建設するには費用は多額で、今後の児童生徒数も減少していくことなど、費用対効果などを見極めながら検討していくことになろうかと考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 私は、学校給食センターの建て替え、改築に対し、将来の学校給食を考えた場合、どこかの時期に、どこかで新設しなければならないのではないかという個人的な考えがあります。

先ほどのアレルギーの除去食提供の問題、老朽化による安全性と作業効率の問題、現場側では今現在でも新設を望んでいると思われま。しかし、児童生徒数の減少から学校規模の適正化の検討に入った今、学校給食センター管理運営は学校規模適正化に合わせて同時進行で調査、検討するべきと考えます。

学校統廃合を含む適正規模検討と合わせて検討していく考えがあるかを伺います。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今後、児童生徒数が減少することから、学校規模の適正化も検討の段階に入っているところでございます。

給食センターの管理運営につきましても、その課題に沿って検討していかなければならないと思っておりますので、老朽化調査による改築、建て替えにつきましても、今後、学校規模適正化と合わせて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 矢後紀夫議員。

〔2番 矢後紀夫登壇〕

○2番（矢後紀夫） 児童生徒の減少で学校の統廃合がなされ小規模の学校になってしまったら、計画どおりに大きな給食センターを新設してしまうということも困ります。そしてまた、町が進めていく移住定住の促進、教育移住の推進、日本一の給食の称号により児童生徒が増え、計画した給食センターが小規模で機能しないというのも困ります。新設するか否かも含め十分検討していただき、対応していただきたいと思っております。

最後にですが、先ほど私が質問の中で提案した日本一の給食を目指し、全国レベルで評価され報道されれば、教育移住や他市町からの児童生徒の入学、転入などによって児童生徒の減少カーブを緩やかにすることが可能だと私は信じております。逆を言えば、教育移住施策

としてほかに起死回生の可能性を見いだせるものが当町には見当たりません。このまま児童生徒減少の課題に対し何も施策を講じず、児童生徒の減少が加速し続ければ、給食センターの運営、存続自体も問われることになりかねません。

那珂川町学校給食センターの給食が町の少子化対策、教育移住の起爆剤になるよう、高い教育的食育の向上と日本一の給食提供を目指していただきたいと思います。

そしてまた、当町の学校給食は全児童生徒の健全なる成長過程の中で生きる大きな学びとなり、児童生徒には郷土を愛する心が醸成され、大人になって自慢の給食を食べさせてもらった那珂川町に絶大な感謝の気持ちを抱くに違いありません。当町の職員はじめ学校給食関係者の英知を結集させ、那珂川町の学校給食を日本一にしてください。また、近隣で給食に力を入れている目立った自治体がない今がチャンスであり、今しかありません。

那珂川町学校給食に大きな期待とたくさんの要望をいたしまして、矢後紀夫、議員任期中の最後の質問といたします。

以上で学校給食の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（益子明美） 2番、矢後紀夫議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（益子明美） 再開します。

日程第1、一般質問を続けます。

◇ 大 金 清

○議長（益子明美） 5番、大金 清議員の質問を許可します。

5番、大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） おかげさまで連続32回目の一般質問をさせていただきます。また、今期最後の一般質問となりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に基づき3項目について一般質問を行います。

1項目、町の平和教育の推進について。

2項目、地震による2次災害の防止について。

3項目、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について。

以上3項目について質問しますので、誠実な答弁をお願いしたいと思います。

1項目、町の平和教育の推進について。

世界に目を向けますと、紛争や対立、分断により、絶対に起こしてはいけない戦争が勃発している状況下であります。世界平和が非常に脅かされていることから、町の平和教育について細目3点について伺います。

1点目、町の平和教育のどのような取組を推進しているのかをお伺いします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代） 町の平和教育推進に向けた取組についてお答えいたします。

本町における平和を題材とした取組については、昨年、終戦後80年の節目の年でありましたので、郷土の歴史を提供する場として「戦後80年 戦争と那珂川町」と題しまして、庁舎多目的活動室を利用し、戦争と当町との関わりについて現存する写真を掲示し、来庁者に向け戦時、戦後を振り返る機会を設けました。

この展示は、町民などに広く戦時中の出来事や様子を知っていただくとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、大切さを後世に伝えるために行ったものであり、今後においてもこのような場を設け、平和について考える機会を設けていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

終戦後80年の節目を迎え、町では戦争と那珂川町をテーマとして写真等を展示している。本当に町民の皆様は戦争の悲惨さを痛感していることとっております。これからもこういった展示等を継続してやっていただきたいなど、こういう思いでおります。

当町では、平成18年12月定例会において非核平和の町として非核平和の町宣言をしております。宣言文においては、世界の恒久平和と安全は人類共通の願いである。しかし、その普

遍の願いにもかかわらず、現在、地球上には全ての生命と運命を一瞬にして滅亡させてなお
余りある核兵器が存在しており、人類は依然として核戦争の脅威にさらされている。私たち
は世界唯一の被爆国の国民として、核兵器がいかに悲惨なものであるかを訴え、持たず・作
らず・持ち込まずの非核三原則を堅持し、全ての国のあらゆる核兵器を速やかに廃絶され、
人類永遠の平和が確立することを強く切望するものである。那珂川町は世界の恒久平和実現
のため、町民の平和を願う心を結集し、ここに核平和の町を宣言するとあります。

この宣言文に沿って掘り下げた具体的な取組を実施してはどうかと考えておりますが、こ
の点についてお伺いをさせていただきます。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

町では、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝えることが恒久の平和の実現に向けた第
一歩であるということから、先ほども答弁いたしました。庁舎内で展示会を行ったほか、
今年度は、先月、青少年健全育成を目的といたしました町民大会において戦場カメラマンの
渡部陽一氏を講師に迎え、「命と平和」を題材とした講演会を開催いたしました。様々な世
代の本当に多くの方に聞いていただいたところであります。

具体的な取組につきましては、今後、様々検討していくところではあります。これから
も様々な機会を捉えまして継続的に行っていくことが非常に重要ではないかと考えておりま
す。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 答弁にございました渡部戦場カメラマンの講演を私も聞かせていただき
ました。子どもたち、女性方、また我々男性もそうですけれども、本当に戦争によって苦し
んでいる人がたくさんおります。そういった中で、やはり平和を継続するためには、我々大
人が子どもたちのために継承していかなければならないと、こういう思いでおります。

それでは、2点目に入ります。

現在、国際情勢が不安定で、メディア等にも頻繁に取り上げられている状況であります。
平和教育は重要な課題であることから、町の平和教育に対する考え方をもう一度お伺いた
いと思います。

○議長（益子明美） 教育長。

〔教育長 吉成伸也登壇〕

○教育長（吉成伸也） 平和教育に対する町の考え方についてお答えをいたします。

平和は人類共通の願いであり、本町においても、これからを担う子どもたちをはじめ、町民が平和を愛し守り続ける心を持つことは極めて重要であると考えます。

本町において行っている平和教育は、単に戦争をしないという視点にとどまらず、いじめや差別のない社会形成、さらには人権問題といった課題を含め、多様性社会の中でお互いが幸せな未来を描き、平和な社会の形成者を育成することを目指すものであります。

将来においても、町民が平和について改めて学習し、理解する機会を設けていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） やはり平和教育、継続が大事だと私も思っているところです。

答弁で、将来において町民の平和について学習し、理解する機会を設けたいと言われましたけれども、ぜひともお願いしたいなと思っています。

よく継続は力なりと申しますけれども、平和教育を継続していくためにどのようなことが必要であるか、その考えをもう一度伺います。

○議長（益子明美） 教育長。

○教育長（吉成伸也） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

平和教育を継続していくためにどんなことが必要なのかといったような質問だというふう
に捉えております。

私のほうでお答えできること、3点ほどちょっと申し上げたいなというふうに思っています。

まず1つ目は、取りあえず継承をしていくこと。これは例えば被爆をされました人たちがその体験を伝えていくこと、戦争を体験した人がその悲惨さを子どもたちにつないでいくこと、そういった方たちが非常に少なくなっている中で、単に体験を継承していただくのではなくて、体験したことを共感をする、共に体験したことをああいうふうなことだったんだなというふうに共感していくような継承をしていくことが、今後は重要になるかなというふうに考えているところです。

2つ目は、国際交流を基に国際理解を一層深めていく、それが重要かなというふうに思っ

ています。これは今、それぞれの国で、例えばA L Tの方々がその国の様子などを子どもたちに話をしたり、大人の方にも話をする機会を設けておりますけれども、その国の状況、例えばこういったところで治安がよくないのよとか、平和なんだよといったようなことを理解することというのは非常に重要なことというふうに思っています。それぞれの国の状況を町民の皆さんが理解をしていく、それも引き続きこれは継続してやっていきたいなというふうに思っています。

3つ目は、地域と家庭と学校が連携をしていくこと、これも平和教育を継続していくためには重要なことというふうに思っているところです。地域としては、例えば戦没者追悼式を毎年やらせていただいております。また、この町にも、直接戦地ということではないんですけども、戦争のための武器を作製したりとか、そういったことがあるわけなんですよ。また、戦没者の慰霊碑なども点在をしておりますし、そういったことを地域の方の力をお借りして保存または活用していくという視点、それから家庭の中では、やはり今議員がおっしゃられたように様々な戦争のニュースが報道されておりますので、それらを話題にしていただく。子どもたちの様子とか、そういったことが映像を伴って報道されますので、それらをぜひ話題にしていただきたいなというふうに思っています。

学校は、学校活動全体を通じて平和教育については取り組んでまいりますので、これは継続してやってまいりたいというふう思います。

以上、大きく3点ほど申し上げましたけれども、平和教育を継続していくために教育委員会としても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 今、教育長が3点、継承、体験、そして共感する、また地域・家庭・学校の連携が大事だと申されましたけれども、私も同感であります。そういった中で、やっぱり継承していただきたいなと思っております。

それでは、3点目に入ります。

次代を担う子どもたちに平和の尊さを学んでもらうため、町の平和教育の一環として、広島市の平和記念式典へ中学生を派遣する考えがあるかお伺いします。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） 平和祈念式典へ中学生を派遣する考えについてお答えいたしま

す。

中学生の平和祈念式典への参加は、戦争の悲惨さや平和の尊さを再認識する上で貴重な機会になると思われま。平和教育の推進に向けては、各学校における教育活動全体を通して取り組んでおり、特に今年度は学校長による講和や各教科等で平和についてより深く考える授業を行っております。そのため、現在のところ平和記念式典への派遣は考えておりませんが、当町は非核平和のまちづくりを宣言しており、また戦後80年を迎えたことから、町長部局と連携した上で、さらに検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

私も、令和6年9月の議会におきまして同じ質問をさせていただきました。答弁は、検討はしますが、派遣は現在のところいたしませんという答弁でございました。今、課長の答弁の中で、80年を超えたことから町長部局と連携した上で検討したいという答弁がありましたので、ここで、申し訳ないんですが町長の考え方についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（益子純恵） それでは、町長の考え方ということですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

考え方につきましては、先ほど担当課のほうでお答えをさせていただきましたけれども、私といたしましては、やはり先ほど来大金議員おっしゃられたように、今、大変な不安定な世界情勢の中にあり、次世代を担う子どもたちに平和の尊さを伝えていくことは、行政にとりましてもかつてないほど重要な課題かなというふうに考えております。

先ほど議員からもございました平成18年に非核平和のまちを宣言しておりますので、町民の平和を願う心を集結しと宣言文にもございます。広島での平和式典への派遣ということもございますけれども、平和がいかに大切であるかということを実際に触れることができる極めて貴重な体験の機会であると私も考えております。

私自身、祖父の戦地での戦争の体験等を聞く機会がありましたけれども、戦争が人の心に刻む深い傷、そしてそれを抱えて生きることの辛さ、そういったことを切実な願い、今も私の胸の中に刻まれておりますけれども、こうした戦争を体験してきた方も今どんどん少なく

なっている中で、学びということもすごく大切かなというふうに考えております。

広島への派遣ということを最終的な視野に入れつつ、同時に、先ほど教育長からもお話がございましたように、学校・地域・家庭でできることを行ってまいりたいと考えております。日常の中で平和を考える土壌を那珂川町の中に整えてまいりたいと思っております。

町長部局といたしましても、派遣に向けた課題を一つ一つ丁寧にクリアしてまいりたいと思っております。万全の準備体制を構築できるように、一つ一つのプロセスも大切な平和教育であると考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 平和教育、また中学生に早いうちから継承していくというのも必要だと思います。

私も、前回の質問に当たって広島原爆ドームも見てきたし、展示場を見てきて、平和公園もちょっと歩きましたけれども、本当に戦争の悲惨さ、残酷さをつくづく感じてきたわけです。

79回目の広島平和記念式典においては、那須烏山市においても11の方が参加しております。昨年できっと10回目になると思いますが、県下の中学生も10市町村以上の方で143名の方が派遣されているという状況がございます。昨年の数字、もし広島平和式典に行っている中学生の把握ができていれば、その辺伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

令和7年度の実績になりますが、県内11市町のほうで実施しております。人数におきましては153名の生徒が参加しているということで承知しております。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 今回の答弁の中で11市町ということですから、私が行ったときよりも1市町増えているという状況でございます。また人数も143名ですから10人増えているということですから、やはり平和については各市町でもしっかりと取り組んでいる状況もありますので、これから町長、教育長しっかりと打合せをしていただいて、なるべく早く、隣町でも派

遣しておりますので、ぜひ実施していただきたいなと思っております。

それでは、2項目に入ります。

地震による2次災害の防止について。

能登半島地震では、地震による直接的な被害のほか2次災害の火災等が発生し、人的・物的被害が多発しました。また、南海トラフ地震の臨時情報等がここ数年、頻繁に発信されていることから、防災・減災の観点から2次災害防止について細目3点について伺います。

1点目、2次災害を防ぐため町の防災・減災の対策についてをお伺いします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 町の防災・減災対策についてお答えいたします。

町においては一定規模以上の災害が起こることが想定される場合に災害対策本部を立ち上げ、各種事案に対応していくこととなります。

災害対策本部は町長が本部長となり、警察や消防、消防団など、それぞれの専門分野から意見を聞き取りながら1次被害への対応のほか、2次被害の未然防止や対策を行っていくこととなります。

また、発災時に電気、通信や道路網など被害を最小限にとどめることができるよう平時より各種協定などを締結し、有事に備えているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

近年において、電気系統が原因で火災等があったかどうか、この点についてお伺いします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

近年における電気系統を原因とする火災の発生状況ということでございますが、令和7年度でございますが、電気系統が原因による出火はございませんでした。昨年度、令和6年度であります、町内におきまして太陽光パネル関係の漏電によるその他の火災というものが1件ございました。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 答弁の中で、災害対策本部で2次災害を防ぐように対応するとございましたけれども、具体的にどのような対策を行っているのか、この点について伺います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

自然現象などにより災害が起こった際に、その影響で起こる副次的な災害が2次災害と呼ばれるものでございます。この2次災害でございますが、火災あるいは土砂崩れ、ライフラインの断絶、液状化など様々な種類の2次災害がございます。

こういった災害につきましては、その対応に高い専門性といったことが求められるものも多くあるかというふうに思っております。その状況をよく把握した上で、警察、消防、そのほか専門業種や業界などにも意見をお聞きしながら対応していくこととなります。意見の聴取、その後の対応等も迅速な対応が求められるということになろうかと思っておりますので、平時より設備の備えあるいは各種協定の締結など、防災に努めていく考えでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 対応方法については理解をいたしました。事前の対策としては、町はどのようなことを実施していますか、その点について伺います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

事前の対策ということでございますが、町におきましては、例えば火災であれば年2回、現在もしておりますが火災予防運動、こういった予防啓発などを行っています。消防団あるいは女性防火クラブの皆様にご協力をいただきながら、様々な火災の予防、防止の周知などを図っていただいているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

2点目に入ります。

大地震における2次災害の防止として、強い揺れを感知し自動で電気を止める感震ブレーカーがあります。火災等の防止にこれは有効であると一般的には言われております。この感

震ブレーカーについて町はどのような考えをしているか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 感震ブレーカーに関する町の考えについてお答えをいたします。

感震ブレーカーにつきましては、分電盤に取り付けるタイプやコンセントタイプなど幾つかの種類がございますが、どの感震ブレーカーも一定の震度を感知した際に自動的に電気を遮断し、電気系統からの出火を防ぐ仕組みとなっております。電気系統による火災などの2次災害、2次被害には非常に有効であると考えられますが、その反面、誤動作や夜間の動作によって混乱を招くことも考えられております。

設置に際しましては、感震ブレーカーの仕様をよく理解した上で活用することが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 今、答弁の中で誤作動があるということでしたが、今、よくできているものがございますので、ちょっと値は張りますけれども、そっちを使用していただければと思っております。

3点目に入ります。

2次災害の防止のために感震ブレーカーの設置についてですが、これ町は助成する考えはあるか、その点についてお願いします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 感震ブレーカーの助成についてお答えをいたします。

感震ブレーカーの設置におきましては、種類が複数あることや、想定していない場面での停電を招く可能性があることなどから、他自治体の事例などを参考に、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 感震ブレーカーなんですが、現在、新築においては、これは努力義務ということになっております。法的にはまだ制約がございませんけれども、町として先駆けて、ぜひとも助成をしていただいで、やはり一番先にやるというのが必要だという先ほどの質問

もありましたけれども、先駆けてやるということが市町村の中で、この町は防災について一生懸命やっているんだなという認識も一段と上がってきますので、その点について伺います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

他に先駆けて先進的に取り組んではどうかというご意見だというふうに考えております。先頃、南那須地区広域行政事務組合の条例改正などによりまして、感震ブレーカーの普及促進という目的での条例改正だったかなというふうに思っております。その辺の趣旨も考慮しまして、県内自治体でも取組について検討を始めているという情報も聞いておりますことから、当町としましてもぜひ検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） やはり地震による2次災害というのは一番火災が多いと。やはり火災にならないためには、初期による感電式とか煙が出たときに警報がなるというものもございませうけれども、一番先に火災を防止するためには電気を止めるということが必要かなと思っておりますので、これから2次災害にならないための仕組み、対策をしっかりと取っていただきたいなど、こういう思いでおります。それに対して助成もよろしくお願ひしたいなど、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、3項目に入ります。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について。

こども誰でも通園制度は、子どもの成長の観点から全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としております。令和8年4月から全市町村で実施されることになりました。

そこで、細目3点について伺います。

1点目、こども誰でも通園制度の基本的な運営の内容について、この点についてお願ひいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） こども誰でも通園制度の基本的な運営方法についてお願ひいたします。

こども誰でも通園制度につきましては、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するなど、全ての子育て家庭に対する支援を強化するための新たな通園制度であります。

本制度につきましては、令和8年4月から全国の市町村で本格実施されますが、当町におきましても来年度からの実施に向けまして、こうした国の運営基準等を基に本年1月に町の実施要綱を定め、実施に向けた調整を行っているところであります。

当町におけるこども誰でも通園制度の運営内容であります。ひばり認定こども園、わかあゆ認定こども園の両認定こども園において実施することとしております。

対象者は、町内に住所を有する生後6か月から3歳未満の未就園児となります。

実施日につきましては、土日、祝日、年末年始を除いた午前9時から午後4時までとし、一月当たりの利用可能時間は10時間としております。

また、利用料であります。児童1人につき1時間当たり300円を保護者にご負担いただく予定です。

具体的な利用方法であります。本制度を利用する場合は子育て支援課の窓口にご利用申請書をご提出していただき、国が構築した専用のシステムにお子さんに関する情報などを登録していただくこととなります。

また、利用に当たりましては、認定こども園と面談を行っていただき、専用システムから利用希望日を予約していただき、登園していただく流れとなります。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） それでは、再質問に入ります。

乳幼児6か月から3歳未満の方が対象ということでございます。この受入れ態勢のシミュレーションというか、どのような考えでいるのかをお伺いします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

対象者の受入れ態勢のシミュレーションということでございますが、実施前には保護者の方と面談をさせていただき、お子さんの状況をよく伺ってから受入れをいたします。受入れにつきましても、お子さんの状況を内部で共有するなど、事前に体制は整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 答弁の中で、対象者で月に10時間以内、1時間単位で利用するという
とでございますが、どのような利用体系が考えられるか、この点についてお伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

利用者のご希望にもよりますが、週に10時間利用する場合や、1週間に数時間ずつ利用す
る場合など、様々なパターンが想定されます。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 2点目に入ります。

本制度については令和8年からの新規事業であることから、制度の周知がかなり重要であ
ると考えます。

そこで、対象者に対してどのような方法で周知徹底を図るのかお伺いいたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） 対象者に向けた制度の周知方法についてお答えいたします。

こども誰でも通園制度の運用開始に向けた対象者の方への周知方法であります。本制度
の趣旨からも、制度内容や利用方法等につきましては対象者だけでなく、広く町民の方に周
知していく必要があると考えております。

具体的な周知の方法であります。制度等につきましては町の広報紙やホームページ、ケ
ーブルテレビなどを通じて広く町民の方にお知らせしてまいります。

なお、子育て世帯に対しましては、子育て支援課で導入しましたスマートフォンなどで情
報が入手できる母子手帳アプリを活用するほか、令和7年度に町が開設をしました那珂川町
公式LINEなども活用しながら、必要な情報を随時提供していければと考えております。

また、子育て支援課におきましては、乳幼児を対象とした訪問事業や健診事業などを実施
しておりますので、保護者と職員が直接顔を合わせる対面の機会も利用しながら、子育て世
帯に寄り添った支援ができるよう様々な場面を活用して周知を図ってまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

現在、分かる範囲で結構ですが、適用を受ける対象者の人数が分かればお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

対象者の人数ということでございますが、令和8年1月1日現在の町の人口統計によりますと、ゼロ歳から2歳は101人で、その時点での未就園児は27人おります。令和8年度の入園を考慮しますと、想定としては10人くらいになると考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 答弁の中で、未就園児が10人という答弁がございました。10人という数が少ないということで、個別に一人一人に周知していただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

3点目に入ります。

保護者の方が本制度を安心して利活用するために円滑な運営ができる組織体制が重要であると考えます。そこで、担当の職員を増やし、組織体制の拡充を図る必要があると考えますが、町の考え方を伺います。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） 円滑な運営に向けた組織体制の拡充について、お答えいたします。

来年度より、こども誰でも通園制度の運用が始まることから、実際に乳幼児をお預かりする認定こども園や、それらに関する事務手続などを行う子育て支援課におきましては、これまでよりも業務量が増えることが予想されます。

保育教諭に関しては国の配置基準は満たしておりますが、認定こども園としては依然として保育教諭が不足している状況にあり、会計年度任用職員で賄っているところもありますので、町としましては引き続き人材確保に努めていきたいと考えております。

また、こども誰でも通園制度に係る職員の業務量につきましては、来年度は運用開始の年

度でもありますので、通常の業務に加えて制度の周知や利用案内などについて、より丁寧な対応が求められると認識しております。

今後の利用状況等にもよりますが、組織体制の拡充につきましては必要に応じて検討してまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 再質問に入ります。

受け入れる乳児等に対して、安全・安心な点から安全の体制については、どのように考えているのかについてお伺いします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

安全体制ということですが、認定こども園では日頃から安全管理には十分注意を払っておりますので、本事業の受入れにつきましても安全面には十分留意して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） この入園制度ですけれども、実際、安全の確保ということになりますと現職員だけでは本当に対応できないのかなと思っておりますので、この辺をしっかりと考えていただいて、今後さらに安全の面から検討していただきたいなという思いでおります。その点についてお願いします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

安全体制につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、園内及び子育て支援課におきましても十分に体制を整えられるよう打合せ等も行っております。来年度の開始に当たりましては、さらに研修等も行いまして、十分に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 職員の体制ということですが、職員は現況のままということで理解してよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

保育教諭等につきましては、今年度の体制とほぼ同じでございます。受入れを行うゼロ歳児、1歳児、2歳児クラスの担当配置につきましては、これから検討するところでございますが、そちらの体制を手厚くできるように考慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 大金 清議員。

〔5番 大金 清登壇〕

○5番（大金 清） 新しい体制が始まるということなものですから、やはり職員を増やしていただいて、安全に努めていただきたいと思います。乳児ゼロ歳から2歳児ということで大変な対応をしなければいけないと思いますので、しっかりと新制度に対して運営のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして公明党、大金 清の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（益子明美） 5番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時30分

○議長（益子明美） 再開します。

日程第1、一般質問を続けます。

◇ 高 野 泉

○議長（益子明美） 3番、高野 泉議員の質問を許可します。

3番、高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 3番、高野 泉です。

議長より発言の許可をいただきました。通告書に基づき、一般質問をします。

2項目の質問をします。簡潔明瞭な答弁をご期待いたします。

まず、1項目め、6次産業化に向けた取組の推進についてを質問します。

町は、第3次那珂川町総合振興計画の策定に向け、現行計画の評価検証の結果をまとめた現行計画等達成状況調査結果報告書を作成いたしました。報告書によると、十分に進んでいない施策が幾つか見受けられました。

町は農業の振興と地域経済の活性化を図るため、6次産業化の推進を重要な柱として取り組んでまいりました。その一環として実施された食と農の拠点整備事業は、地域農産物の付加価値向上や販路拡大を目指し、生産から加工、販売までを一体的に進める拠点づくりを目的としたものであります。

しかしながら、事業の成果を検証したところ、期待していた効果が十分に発揮されず、事業全体として前へ進んでいないとの評価が示されております。委員会等で説明を受けておりますが、6次産業化は地域産業の将来にわたる重要な取組に挙げているだけに、今回の結果をどのように受け止め、今後どのように改善していくかが問われていると考えております。

そこで、細目2点について質問をいたします。

細目1点目、6次産業化の施策である食と農の拠点整備事業の取組は達成度が低く、十分に前へ進まなかったとされております。そこで、本事業の検証内容と今後の課題について町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） 食と農の拠点整備事業の検証内容と今後の課題についてをお答えいたします。

食と農の拠点整備事業は、生産者の農業所得の向上や農業を支える人材育成、食育や地産地消の推進を図るため、旧薬利小学校を活用して農産物の加工や販売などを行う施設整備を見据え、那珂川町農産物加工販売推進協議会において協議・検証したところ、校舎の改修費用を含めた建設費の増大や管理運営主体の確保の問題など施設の効率的な運営に課題があり、令和5年3月に策定した那珂川町食と農の拠点整備事業基本計画において、事業の見直しを

したところであります。

今後の課題といたしましては、管理運営主体の確保や育成、施設の効率的な運営方法を考えていく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） ただいま答弁いただいた検証内容についてですが、達成度が低かったと、こう判断された具体的な要因ですね、これは答弁いただいたように、改修費用を含め建設費の増大、運営主体の確保、そして施設の効率的な運用に課題があったというところで検証されていると思います。加えて、対象となる加工品の選定、あるいは販売の開拓にも課題があったのではないかと考えております。

続きまして、再質問をいたします。

今後、取組を進める上で成果の指標や評価の仕組みを見直す必要があるのではないかと考えております。町として、指標の再設定や評価の方法についてはどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

6次産業化の推進については、第3次総合振興計画においても推進することとしております。先ほど町長から答弁があったとおり、食と農の拠点整備事業については事業の見直しを行い、地域の特色を生かした施設の整備を促すことといたしております。

したがって、成果目標については地域における加工施設の数を数値目標といたしました。この目標達成に向けて各種事業を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 成果目標として、地域の特色を發揮しやすい施設づくりを目指している点には理解をいたしました。6次産業化の目的である農家所得の向上と農業の持続性の確保に向けて、今後も一層の促進をお願いしたいと思います。

再質問をしたいと思います。

限られた財源の中で事業を継続していくためには、費用対効果を踏まえた運営の見直しが

不可欠だと思います。事業を進めるに当たり、費用対効果の観点は重要であるかと考えております。財政面についての町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

今後は、地域の特色ある施設整備を促してまいります。施設ができただけでなく、しっかりと収益が上げられるよう、販路や加工技術等について関係機関の協力を得ながら支援してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） そうですね。収益が上がるということが大前提というような施策になると思いますので、収益が上がるような促進をお願いしておいて、細目1点目を終わりにしたいと思います。

続きまして、細目2点目の質問に移ります。

次期総合振興計画において、農業の6次産業化の推進を位置づけております。町では、持続可能な農業を実現するために、計画に掲げるだけでなく実効性のある取組が求められていると考えます。そこで、6次産業化における今後の取組について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 6次産業化の今後の取組について、お答えいたします。

6次産業化につきましては、町主導での施設整備ではなく、個人や地域などが実施する小規模で使いやすく、地域の特色が出しやすい施設の整備を支援してまいりたいと考えております。

具体的には、町では令和7年度から農産物加工推進事業費補助金の補助対象経費の拡充を行いました。これにより農業者や農業生産組織で地域ごとに特色のある加工施設の整備が進められ、農産物加工に対する機運の醸成や地域の拠点としての役割を期待しております。引き続き農業者の皆さんに適切な情報提供を行い、活用を促してまいりたいと考えております。

また、6次産業化や農産物加工に関する研修会の開催も検討し、持続可能な農業の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 再質問をしたいと思います。

今後の進め方について、少し詳しく聞きたいと思います。

次期総合振興計画に6次産業化の推進を位置づけていただいているということは大変心強く思います。その上で伺いたいのですが、今回、検証結果を受け止めつつ、本事業の在り方について整理をしていくことが重要だと考えております。本事業のこれまでの取組状況や課題を整理した上で、今後の進め方について確認させていただきたいと考えています。

6次産業化を今後どのような形で進めていくのか、町の方向性を改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

農家の皆さんの中でも6次産業化に対する理解度は様々であると認識しております。施設の整備等加工から販売までの具体的な計画をお持ちの場合は、先ほど答弁した補助事業等の活用を促し、農産物の付加価値化に取り組み、収益を上げていただきたいと考えております。

また、農産物加工や6次産業化への理解を深めるために研修会などを開催し、機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 町として6次産業化をどのような段階を踏んで進めていくのか、その方向性というのを示していただいたと受け止めております。次期総合振興計画に位置づけられた施策として、地域の農業と食の魅力を高める取組が今後さらに具体化していくことを期待いたします。

次に、農家さんへのサポートについての再質問をしたいと思います。

6次産業化は魅力的な取組である一方、農家さんにとっては新しい挑戦でもあります。そこで、農家の負担をできるだけ軽くし、安心して取り組んでいただくために、町としての支援策について伺います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

農産物加工推進事業については、今年度から支援内容を拡充いたしました。具体的には加工施設の整備を補助対象に加え、補助金の補助率を2分の1から3分の2へ、補助金の上限額を50万円から300万円まで引き上げたものです。引き続き農業者の皆様に対しまして本事業の情報発信に努め、活用を促してまいりたいと考えております。

このほか補助事業があるとはいえ自己負担も伴いますし、加工品を作ったからとすぐ売れるとも限りません。事業計画の作成や販路開拓など関係機関と連携しながら町としてサポートしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 6次産業化に挑戦する農家さんの皆さんを支えるために、農家の負担をできるだけ軽くして、安心して取り組める環境づくりを進むことで、地域の農業がより魅力的に発信していくことを期待いたします。

先ほど答弁にありました、地域との連携ということで答弁ありましたが、農業、商業、観光など地域全体で支える仕組みが必要だと考えております。こうした分野間の連携体制について町はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

6次産業化は農家の方が農産物の生産に加え、加工と販売まで一貫して行い、付加価値を高めて収益を上げていく取組ですが、議員のおっしゃるとおり、農家の方だけ頑張るといふより、他の産業や地域の皆さんの支援や協力があれば、より実効性の高い農産物の加工が実現する可能性が高くなると考えております。

それぞれがそれぞれの立場で農産物加工や6次産業化にどのように関わられるのかを考えていくためにも、農産物や加工に関する情報を町として発信したり、共有したりすることが重要であると考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 6次産業を地域全体で支えるための連携の仕組みづくりも重要だと考えております。農業、商業、観光など様々な分野が協力しやすい環境が整うことで、地域の魅

力がさらに高まっていくことを期待いたします。

再質問としてもう一点、成果の確認方法について再質問をさせていただきます。

取組を進めていく上では成果をどのように確認していくかが大切だと思います。そこで、6次産業化の進捗状況をどのような指標や方法で把握していくお考えなのか、差し支えない範囲でお伺いをいたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

6次産業化の推進については、第3次総合振興計画においても推進することとしております。成果目標については、今後は地域の特色を出しやすい施設整備を促進することとしていることから、そういった施設の数につままして数値目標としております。また、目標達成に向けて農産物加工への機運を醸成するために研修会等の開催も検討しているところです。

こういった取組を通じて農産物加工や6次産業化の推進を図るとともに、農家の皆さんや地域の皆さんが農産物加工や6次産業化について考えるきっかけを創出してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 今後、計画の中で定期的に進捗状況や成果について把握を進めていただきたいと思っております。また課題を早期に発見し、改善につなげれば、遅れが生じた場合のリカバリープランを事前に準備するなどP D C Aのサイクルを実効性向上に努められたいと思っております。成果を丁寧に確認していく仕組みが整うことで、取組がより確かなものになっていくことを期待いたします。

町の基幹産業である農業は町の地域経済と暮らしを支える重要な産業です。収益性の低さ、担い手不足の深刻化、高付加価値作物の少なさ、農地の分散や耕作放棄地の増加といった課題が顕在しております。このような状況の中で、6次産業化は単なる選択肢ではなく、農家所得の向上と農業の持続性を確保するために不可欠な戦略であると考えております。

基幹作物は単価が低い一方で、加工によって価値を高めやすい特性があり、町としても加工品開発や販路拡大を支援する意義は大きいと考えております。拠点ありきではなく、既存の加工品、既存事業者の強化を優先にし、まずは安定生産、販路拡大という成果が出やすい部分を重点に置き、柔軟に支援し、農家が使いやすい、小回りの利く設備を支援、運営主体

の確保や利用ニーズの把握を先に行い、作ったが売れないという課題を避けるためにマーケティングの支援を強化、地域の既存資源を最大に活用する方法へ、まず利用主体の意識・認識を優先し促進をお願いします。

最後に、今回の施策転換はその反省を踏まえて、使われる施設と売れる加工品を生み出すための現実的な支援へ軸足を移したという位置づけと理解をしております。今後も地域の実情に寄り添い、農家や事業者の意向を丁寧に把握しながら、町の農業の持続性を高める取組を進めていただくことを期待しまして、1項目めの6次産業化に向けた推進については終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、2項目めの質問に入ります。

女性社会参画の促進についてです。

人口減少や地域活動の担い手不足が進む中で、女性が力を発揮し活躍できる環境づくりは町の持続的な発展に不可欠であると考えます。しかし、現行計画達成状況調査結果報告書では、女性の社会参画に関する施策の達成度が低く、現行の取組が十分な成果につながっていないことが示されております。

同報告書における女性参画の促進に関する施策の評価を踏まえ、女性参画について町はどのように考えているのか、細目3点についてお伺いをいたします。

細目1点目、本施策は達成度が低く、十分に前へ進まなかったと評価をされています。そこで、町として検証内容と今後の課題についてお伺いをいたします。

○議長（益子明美） 教育長。

〔教育長 古成伸也登壇〕

○教育長（古成伸也） 女性の社会参画における検証内容と今後の課題について、お答えをいたします。

女性の社会参画の促進に向け、令和3年度に第2次那珂川町男女共同参画計画を策定し、あらゆる分野における政策、方針決定過程での女性参画の拡大に向け、審議会、委員会等への女性登用割合を35%を目標値に設定いたしました。令和6年度の実績は27.2%であり、目標は達成できなかったものの、計画策定時の実績値23.4%に比べ、約4ポイント上昇している状況であります。

本計画では、女性登用に向けた施策として女性委員の積極的な登用をしていただけるよう、周知、啓発、各団体への働きかけを行ってまいりましたが、目標値に達しなかったことも事実であります。

今後、町全体として成果指標の目標数値達成に向けた、新たな施策の検討が必要であると
考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 周知、啓発、各団体への働きかけが重要ということで、今後の課題とし
て受け止めて理解をいたしました。

再質問をします。

達成度が低かった具体的な要因について、町はどのように分析しているのか、お伺いをい
たします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

女性が自らの能力を最大限に発揮し、社会の意思決定に主体的に参加できるような取組、
いわゆるエンパワーメント支援が足りなかったと感じております。実際に影響力のある規律
を増やすことは一つの部署の施策だけでは難しく、社会全体の意識の醸成が必要と考えてお
ります。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） エンパワーメント支援ということと、一つの施策を総合的に連携してや
るとというような課題、あるいは分析ということで理解をいたしました。

施策が進まなかった背景に、町の支援体制、あるいは情報発信の不足など課題もあったの
ではないかと考えております。町の認識を伺いたいと思います。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

関係機関や各種団体、審議会や委員会事務担当部局への女性の登用率の目標達成に向けた
周知や啓発が不足していたと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉）　そうですね。周知、啓発というところも非常に重要な位置づけになるかなというふうに考えております。施策を着実に前に進めるためには進捗状況とか定期的な検証、その結果を踏まえた必要な改善を加える仕組みが必要だと考えております。

そこで伺います。

町は施策の進捗度管理をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代）　ただいまの質問にお答えいたします。

町の総合振興計画では、前期、後期、5年ごとに検証をいたしますが、そのほかにも女性の登用状況について毎年度、県へ報告することとなっておりますので、その具合によって今後の方向性や施策の見直しなど行っていければと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美）　高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉）　課題を、先ほども言ったんですが、早期に発見して改善につなげれば、遅れが生じた場合のリカバリープランを事前に準備するなどPDCAのサイクルの実効性向上に努められたいと思います。

細目1点目については、以上で終わりにいたします。

次に、細目2点目の質問をします。

女性リーダーの育成は地域の多様性を広げ、より豊かなまちづくりにつながる大切な視点だと考えております。そこで、町における女性リーダーの育成について、どのように考えているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代）　町における女性リーダーの育成について、お答えいたします。

多様性社会が重視される昨今では、女性活躍推進の重要性がますます高まってきています。当町では、第2次男女共同参画計画策定の際に行いましたアンケートの結果から、家事・育児・介護等におけるパートナーなどの家族の協力が十分でないことや、結婚したり子どもが生まれたりすると女性が勤めにくい雰囲気があることが上位を占めており、女性リーダーを輩出するための環境づくりや、女性が活躍できる体制づくりが非常に重要であると考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 今、答弁いただいた女性リーダーを輩出する環境づくりや女性が活躍できる体制づくりが重要というような答弁をいただきました。

再質問のほうをしたいと思います。

町内で女性リーダーを増やすための育成プログラムや研修について町はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

女性がリーダーとなるためのビジョンを持っていただくためにも研修の場は重要と考えます。他の自治体で行っている事例を調査研究するとともに、手本となるべきロールモデルを身近に感じられるよう女性活躍に向けた講演会や講座などを実施し、あらゆる分野で積極的に参加を促していければと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 実際に地域で活動する女性の声を反映した、ニーズに沿った研修内容、若い世代や子育て世代も参加しやすい時間設定や育児支援、町内外の女性リーダーとの交流機会の創出、初心者でも参加しやすい段階的なステップ設定、こうした取組が重なることで自分にもできるかもしれないと思える女性が増え、結果として町全体の活力向上につながることを確信しております。

今後の具体的な施策検討に当たり、町としてもさらに踏み込んだ取組を進めていただくことを期待いたします。

再質問、続けて行います。

女性がリーダーとして活躍するためには、家庭、仕事、地域活動を両立できるような環境づくりが不可欠だと考えております。そこで、町としてはこの環境整備をどのように進めていくのか、考えをお伺いいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

男女共同参画計画策定時のアンケートの調査において、子育て支援などの公的サービスの

充実や男性の積極的な家庭への参加、事業所への働きかけなどへの回答が高かったことなどから、例えば各種行事での子ども預かりの拡充など庁内各部署と連携をして、女性が参加しやすい環境を整備していければと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 女性がリーダーとして活躍するためには、家庭、仕事、地域活動の無理なく、両立できる環境が整っていることが前提となります。これは、個人の努力だけでは解決ができず、町として制度面、支援体制の充実が不可欠です。特に、子育てや介護の仕事を両立できる柔軟な支援策、地域活動に参加しやすい仕組みづくり、女性が意思決定の場に参画しやすい環境整備といった取組は町全体の活力にもつながる重要な視点だと考えております。

今後、町がどのように具体的に施策を進めていくのか引き続き注視するとともに、必要な支援の拡充をお願いして細目2点目を終わりにいたします。

続きまして、細目3点目、女性の学びと地域活動の支援についてお伺いをします。

女性が自主的に学び、地域で活躍を広げていくことは町の活力向上にもつながる重要な取組です。そこで、今後の女性グループへの支援についてお伺いをいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（斎藤昌代） 女性グループへの支援についてお答えいたします。

グループでの活躍に限らず、女性の活躍は町活性化のためにも重要であると考えておりますが、現在のところ支援策は十分と言えない状況でございます。女性が自主的に学び、活動していくことは重要であると考えますので、他市町の事例などを調査研究し、来年度策定を予定しております、第3次那珂川町男女共同参画計画に施策として盛り込んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） グループの支援ということで調査研究をしていただけるということですが、町内で活動する女性グループに対しての活動場所の確保や運営費の補助など支援についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、町では女性グループについての定義等はございませんが、例えば女性防火クラブであったり、図書館の読み聞かせのボランティアなど各担当部署でバックアップしている団体も多いことから、どのように支援していくのかは重要な課題と捉えておりますので、引き続き調査研究していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 女性グループの定義ということは、なかなか団体が多くはないということで、なかなかグループの特定というのが難しい。あるいは、そのグループに対しての支援というところも限定的になってしまうとか、そういうような流れというのが非常に、支援がなかなか難しい状況にはあると考えておりますが、そういった団体という定義を払ってグループという形で、女性の仲間というんじゃないですけども、例えば講習とかそういう場所で人を呼んで、そういうところへグループというような支援、あるいは場所の提供を積極的に対応していただくようお願いをいたしたいと思っております。

その中で、女性グループ同士の連携を促して、ネットワークづくりを支援する取組を行う考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

町内の女性グループのつながりを強化して、女性がより活動しやすくなるためにもネットワークの構築は重要と考えます。ただ、そのネットワークをつくるためにどのようなことをすればよいのか、そういったことも含めまして、これから調査していければと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 子育て世代の女性が参加しやすくするために、託児支援の充実やオンライン参加の導入など参加環境の整備について町はどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤昌代） ただいまの質問にお答えいたします。

細目2点目の再質問でも答弁をさせていただきましたが、各種行事での子ども預かりの拡充など各部署と連携して女性が参加しやすい環境を整備していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉登壇〕

○3番（高野 泉） 子育て世代の女性が地域活動に参加しやすくするためには、託児支援の充実やオンラインの参加導入といった環境整備は欠かせないことと改めて確認をさせていただきました。

参加のハードルを下げる取組は女性参画を促すだけではなく、地域全体の活力にもつながる重要な視点だと考えており、町としてこれからの支援策をどのように具体化し、持続的に進めていくのかが問われていると思います。誰もが参加しやすい地域づくりに向けて、実効性のある取組が着実に進むことを期待しております。

最後になりますが、女性が地域の中で主体的に役割を担い、リーダーとして活躍するためには能力向上の機会の提供だけではなく、家庭や仕事との両立が可能にする環境整備、そして参加しやすい仕組みづくりが不可欠だと考えております。

町が今後、女性リーダーの育成や社会参画の推進にどのような方向性で取り組んでいくのかを町民に分かりやすく示し、実効性のある施策を着実に進めていただくことを期待しまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（益子明美） 3番、高野 泉議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時30分

○議長（益子明美） 再開します。

日程第1、一般質問を続けます。

◇ 川 俣 義 雅

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員の質問を許可します。

6番、川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 川俣義雅です。

質問の前に一言申し上げることをお許しいただきたいと思います。

2月28日、イランに対し、アメリカ、イスラエルが行った先制攻撃は明白な国連憲章違反です。独立国の代表者を殺害し、小学校を襲撃して100人以上の子どもたちの命を奪うなど誰がやっても許されない残虐行為です。世界に向けて、力による現状変更は許されないと言ってきた日本政府は、アメリカ、イスラエル両国に対し、直ちに攻撃をやめるよう、即刻求めるべきです。

ロシアや中国に対しては批判するが、アメリカに対しては一切批判しないという卑屈な態度は日本をおとしめることとなります。そのような総理には日本を代表する資格はないと私は強く思います。

本題に入ります。2項目質問します。

まず、第1項目めは法定外公共物の維持・管理についてです。

一般に使用されている道路、河川、公園、水路などを法律用語で公共物といいます。その中で道路法、河川法などで管理方法が定められているものは法定公共物、法律の適用を受けていないものを法定外公共物といいます。法定外公共物の代表的なものは里道、里道といっても舗装されているような広い道路ではなくて、比較的狭い道路が多いわけですが、その里道や小さな水路です。

家々と田んぼの間を通っている道や堀などで、私権が設定されてなく、したがって地番がありません。法務局にある構図上で里道は赤い色、水路は青色で示されていたので、赤線・青線などと呼ばれてきたようです。町の建設課では、赤道・水路と言ってきたようなので、その用語を使います。

さて、赤道・水路などの法定外公共物の多くは、以前から地域住民が草刈りや堀ざらいなどを行い日常的に使用してきた、言わば共有財産で、明治6年の地租改正で国の財産とされ

ました。そして、年月がたち、平成12年に地方分権一括法が施行され、その後、各市町村に無償で譲与されました。財産管理も維持管理も全て市町村が行うことになりました。

しかし、その間もほとんどの法定外公共物は使用している地域住民が維持管理に当たってきました。改めて、法定外公共物の維持管理の責任は法的には自治体にあり、住民がその責任を負うものではないことを前提にして、以下、3点について質問いたします。

1点目は、町にある法定外公共物、赤道や水路の維持管理は現在どうなっているのか、実態を伺います。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） 法定外公共物の維持管理の実態についてお答えいたします。

法定外公共物は、道路法の適用を受けない道路や河川法の適用を受けない河川、道路で、地方分権一括法により国から町に譲与されたことから、保全や利用に関し法定外公共物管理条例を定め、管理を行っているところであります。

法定外公共物の維持管理につきましては、宅地や農地への侵入路や用排水路など地域に密着した財産として利用されており、従来から地域の皆様のご理解の下、維持管理がされております。町では行政区等が実施する道路の補修や機能向上に必要な資材の支給など、維持管理に係る負担軽減のため支援を行っているところであります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 再質問です。

法定外公共物は町に何か所あるのでしょうか。できれば内訳も示してください。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

法定外公共物の件数ということでございますが、道路につきましては約7,500か所、水路につきましては約6,000か所ございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 法定外公共物ではあるけれども、道や水路として全く使われていないところはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

道路、水路として全く使われていないところということのご質問だと思いますけれども、建設課のほうで管理しているものにつきましては、何らかの利用があるものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 何らかに利用されているという見解だと思いますけれども、実は使われていないところもあるんです。使われていないというところは、聞いたことも見たこともないんですか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

使われていないところというお話でございますが、通常道、水路ということでございますので、道として奥に土地があれば、当然どなたかがお使いになる。現在使われていないということでございますけれども、そういった可能性が当然あるものと考えております。水路についても同様で考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そうすると、可能性としては使われていないものがあるのではないかということですね。

使われなくなったという、その原因はどんなふうに考えているでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

使われなくなった原因として考えられることとしましては、奥に宅地があるなんという場所が当然あるかと思えます。そういったところの宅地に対して、空き家になってしまったというようなことは想定されるのではないかというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） それから、水路、昔は使っていただろうという水路らしきものというのが結構あって、現在は使われていないというところもあります。

その使われていないところは、誰が管理しているか分かるでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

水路が使われていないところを誰が管理しているかということだとなご質問ということだと思いますけれども、当然水路、農業用に田んぼとかにお使いになっているかと思われまので、そういったところの耕作する方と、あとは隣接する方のほうが管理をしていただいておりますというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私たちが子どもの頃は家族もたくさんいて、牛や馬を農耕用に飼育していた家が多かったんです。その家畜の、家畜に食わせるために里道などに生えている草を先を争うようにして刈って、牛や馬に与えていました。

今は事情が変わって、仕方がなく草刈りをしているということが一般的になっていると思います。以前は負担とは考えなかったわけですがけれども、今はその管理をしている人の負担が多くなっていると考えられないでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまのご質問にお答えいたします。

草刈りに対する負担が大きくなっているのではないかとといったご質問の内容かと思われまです。

以前からこの草刈りにつきましては、地域の方ということでご理解をいただきまして対応のほうをしていただいていたという経過がございます。引き続き作業のほうをご理解いただいてやっているということでございますので、負担については以前と変わっていないのではないかとこのように考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 地域の方が理解をして作業を行っていると思われるということですが、2点目の質問です。

法定外公共物である赤道、水路を利用している方の高齢化、あるいは既に誰も利用しなくなっているなど住民の協力による維持管理が困難なところが出てきています。今後維持管理をどのように進めていくのか、町の考えを伺います。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） 今後維持管理をどのように進めるかについてお答えいたします。

赤道や水路の維持管理につきましては、地域の高齢化などにより従来どおりの管理が難しくなっていくことが想定されます。しかしながら、国から譲与を受けた法定外公共物は町内全域におよそ1万3,500か所点在していることから、その維持管理につきましては、町が管理することは困難であると考えます。これらは日常生活に密着したもので、利用者も限られることから、今後も維持管理につきましては、地域の皆様のご理解が不可欠であると考えております。

町といたしましても、維持管理に係る負担軽減や機能維持のため地域が行う修繕や機能向上の支援を継続して行いたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 里道などについては、恐らく多くのところが農業者によってその維持管理が行われているのではないかというふうに思うんですけれども、農業人口も急激に減っています。そして、その家の農業を継ぐべきとか、継いでもらえればいい、その跡継ぎをする人がいないということが現在大きな問題になっています。

ですから、今はまだかろうじて維持管理ができていても、やがて、あと10年もすればそういうことができなくなるというおそれは十分あるというふうに思います。今のまま進めばいいんですけれども、皆さん、年齢が高くなっていきますから、そういう事態に備えていくという考えはあるでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

町としても維持管理の負担軽減としまして道路への補修、機能向上などに対しまして資材の提供を行っている状況でございます。そういった制度を活用していただきまして、維持管

理を進めていただければというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 私の集落では、住民の多くが70代以上です。それ以下の人はほんの僅かしかいません。そして、その僅かしかいない若い人が田んぼに出ている、農業をやっているという、そういう家はもう本当に少ない、1軒か2軒、そんなものです。町全体でも同じような状況ではないかと思えます。

そうすると、先ほども質問しましたけれども、このままでは続かない。幾ら資材をもらったとしても、その資材を使って維持管理をするのは地域住民ですから、それができなくなっていくということは十分考えられると思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

維持管理につきましては、先ほどの1回目の答弁でもお答えさせていただきましたように地域の高齢化、少子・高齢化ですね、そういったものにより今後管理が難しくなるということは想定される場所ではあると思えます。そういったところに行く前に、今のうちにもう、管理をしっかりできるような体制をつくっていただくといったようなことも一つの方策かというふうに考えております。

ただ、そうはいってもなかなか、地元での協力といったところも難しいということもあるかと思えます。そういったところも踏まえまして、原材料支給等の制度がございますので、そういったところを活用しまして、農道であれば舗装等、そういったものをお願いできればというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 1万3,500か所、その法定外公共物があるという話です。本当に私も以前は全く法定外公共物ということは考えたことがなかったんですけども、こんなにたくさんあるんだということで、この維持管理は本当に大変だなというふうに思います。

実は、そのたくさんある法定外公共物、その特に赤道、水路の状態がどうなっているのか。維持管理がきちんとなされ、きちんというか、なされているのか、そういう正確な情報を、

例えば、行政区に協力してもらいながら町として整理するという考えはありませんでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

法定外公共物、数が1万3,500ということでございます。そちらを行政区に状況を把握していただいているというお話だったと思います。それも一つの方法だとは思ってはおりますが、実情1万3,500か所、市街地と山のほう、在のほうでは当然状況も変わってくるかと思えます。ですので、そういったところの状況につきましては、地元の方の管理がされているといったところで、町のほうでも理解をしているところがございますので、そういった形で引き継ぎの管理を、関係者の方の管理をお願いしたいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 現在利用されているところは、そういう形でいいのかなというふうに思うんですけども、恐らく法定外公共物の中でももう既に役割は終わったと。誰も使っていないというところもあるのではないかとこのように思うんです。それから、そこが管理されない、管理されていないために非常に迷惑を受けていると、そういう家庭も、家もあるというふうに思います。ですから、一つ一つ、やっぱり違いがあるわけですから、その一つ一つの公共物、これはどうなっているんだろうということを私はきちんとつかむ必要があるのではないかとこのように思うんですが、どうでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

法定外公共物の状況の一つ一つつかむべきだというお話だったと思います。こちらにつきましては、そういった管理がされていないところにつきましては、やはり、管理に関する連絡等をいただくこともございますので、そういったところで状況のほうを把握していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 一遍に全町的に調査をするというのはなかなか困難かなというふうに思

うんです。ということで、例えば、モデル地区などを決めて、1か所か2か所か、この那珂川町で。その自治会が担当している地域でどうなっているのかということをつかむことは、これは可能ではないかなというふうに思うんですけれども、そういうところから始めていったらどうでしょうか。

これ、やがて、ほとんどの人が管理できないというような状態になってから、さあ、どこにあるんだ、誰がどうやってきたんだということを調べても分からなくなってしまうというふうに私は思うんです。何回も繰り返しますけれども、私らが一番人口的に多いんです、70代後半が。それがもう、あと10年すれば、もう、元気に動くのはなかなか難しいという状況になりますから、そういう人しかいないと言っても過言じゃないんですよ。ですから、今のうちに調べておいたらいいんじゃないかというふうに思っているんです。いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

モデル地区を決めて、どこからか調査を進めたらいいんじゃないかというお話であるというふうに思っております。

確かに、法定外公共物、数が多いということもございますので、そういった際には町だけでは当然できないものとなってくるかと思えます。その際には、行政区等の力を借りなくちゃいけないといったようなことも考えられますので、そういったところで何らかの対応ができるか、調査研究させていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） それでは、3点目の質問です。

今後、住民の協力だけでは法定外公共物の維持管理が立ち行かなくなることは目に見えています。そこで、新たなルールを検討すべきではないかと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） 維持管理に対する新たなルールの検討についてお答えいたします。

法定外公共物は地域の日常生活に密接に関わるものであり、これまで長年にわたり地元の皆様のご理解の下、適切に管理されてきております。引き続き地域や関係者での維持管理にご理解をいただくとともに修繕や機能向上への支援など、現行の枠組みを継続し、維持管理に対する負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 負担軽減を図っていくということなんですけれども、年を取るだけではなくて、病気になったり、それから、けがをしたり、様々な理由で、例えば草刈りができなくなるということになった場合に、何人かやっている人がいればいいですけれども、1人とか2人とかがやらなければならないような状況になったとき、もうできないよというようなことにもなりかねないと思うんです。

課長もご存じだと思うんですけれども、近年は非常に暑い夏ですので、1年に5回も6回も草刈りしなければならないと。そうでなければ、通ることもできないというような、そういう状況になってしまいます。それを少ない人数で、しかも、場所によってはきっとかなりの面積を維持管理しなければ利用できなくなるということもあると思うんです。ですから、やっぱり、きちんとつかんで、それで、もしできなくなった場合、草刈りがもうできないというようになった場合には、では、町はどういうふうなことを行うつもりでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

草刈りができなくなってしまったような場所等その維持管理について、町はどういうふうと考えていくかということだと思いますけれども、地域での管理をほかの地区でもお願いし、やっていただいてご理解をいただきまして、作業していただいている状況となっております。そういったところとの整合等もございますので、まずは地元での課題として、地元でご理解をいただけないかというようなこととお話を差し上げていけたらなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ちょっとかみ合わないと思うんですけれども、私はそういうことがもう、できなくなった地域で維持管理ができなくなったという場合に、町はどういうふうに行動するのかということをお聞きしたんです。

それで、同じことをやってももう、らちが明きませんので、再質問にいきます。

法定外公共物の財産管理も維持管理もについて、町の責任というふうになっているわけで

すけれども、町の文書、その法定外公共物についての文書ですね、それは存在するでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

文書ということですが、建設課のほうでは法定外公共物がどこにあるかといったような図面のほうを管理しております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そして、最初の質問に対してのお答えで条例があるということをおっしゃいましたよね。その条例の中には、その法定外公共物の最終的な責任、誰が負うのかということについて明確に書かれているのでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

法定外公共物につきましては、那珂川町法定外公共物管理条例がございます。こちらのほうには利用等に関する定めはございますが、誰が管理するといったようなことには明記はされていない状況でございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） 今まで明確にされていない、そういう状況の中でこの問題が進んできたということが、これが大きな問題なんだと思うんです。何となくみんなが使っているところは公共のものということで、最初は国が国有財産だと。維持管理については市区町村に任せってきたということがあって、実はその時代ですけれども、全国の議会の議長会が国に対して要望しているんです。国は国有財産なんだけれども、維持管理は地方に任せると、非常に費用がかかっていると、それに対して支援してほしいというような要望が昭和五十何年かに出されています。

今は国の所有物ではなくて、市町村の所有物になって、維持管理も市町村に任された。財産管理もそうですけれども、市町村に任されているということであるのにもかかわらず、その市町村には法定外公共物、たくさんある。それを維持管理する責任が明確にその市町村に

あるということが書かれていないということがほとんどだというふうに思います。

それで、今までは言わば、慣習的に法定外公共物を利用してきた地域の住民が何となく今までやってきたことだからということで、維持管理を続けてきたんです。それであまり問題にもならなかったということですからけれども、先ほど来申し上げているとおり人口減少、高齢化、環境の変化などにより利用する人がいなくなったり、維持管理ができなくなったりすることは想像に難くありません。次々と問題が出てくることは予見できると思います。新たなルールを設けて、対処していくことが今、求められていると思いますけれども、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

現在のところ、修繕や機能向上といったことに対しての支援として町のほうも支援をしているところでございます。こちらにつきまして、現行の枠組みを継続をしていきたいということで維持管理に対する費用負担軽減につきまして図っていきたいと、このように考えているところであります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） そうではあると思いますけれども、先ほども言いましたように法定外公共物を良好な状態に維持したり管理したりする、その最終責任は町にあるということをも、明記する必要があるのではないかと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

法定外公共物の管理の責任ということでございますが、町のほうの財産ということになっておりますので、そういったところでの線引きはされているというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） ということは、その条例でもいいんですけれども、その条例の中に、例えば、適正な利用を図ることは町の責務であると、責任であるということをつけ加えるということはやぶさかではないということなんでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまのご質問にお答えいたします。

条例にうたってはということのご提案だったと思います。こちらにつきましては、ほかの自治体の条例等を確認させていただきまして、その辺のところは調査研究させていただきたいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 栃木県でもそういうものをきちんと書いてあるところは恐らくないと思います。全国で見てもあまりないと。私が知っている範囲では2自治体ということですので、これから大きな問題になってくる、そういうことだろうと思います。だから、早くやったほうがいいということ言えば、一番でも二番でもなくてもいいんですけども、でも、問題はこれからどんどん起こってくると思います。そういうときに責任の所在がどこなのかということ、それは当然問われると思いますので、国から譲与された。欲しいと言ってもらったものじゃないと言うかもしれませんが、国はそうやって市町村に譲与をしたということになっているわけですから、最終的な責任は町にあるということ、これはもう、明確にするほかはないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

維持管理の町への明確化ということでございますが、先ほどもお答えさせていただいたように、全国に2つしかないということでございます。そういったところの状況等も確認した上で、今後も明確化するかどうかを含めまして調査研究させていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 最終責任は町にあるということを明記した上で、その上で町民の協力をお願いして、個別の対応は様々な場合があると思いますので、それは柔軟に対応していくということが必要ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまのご質問にお答えいたします。

明記したらということでございますが、その辺のところは先ほどの答弁と同じような形でちょっと調査研究をさせていただきたいということでございます。

それと、維持管理、明記する責任については、町ということで地元をお願い、地元のご理解をいただき、管理をしていただくということだと思いますけれども、やはり、そういったところについても地元のご理解、当然年齢も高齢化していくということもございます。そういったところも含めまして、どういった形がいいのか、調査研究をさせていただければというふうに思います。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 今までこの法定外公共物について大きな問題になったことはないんですか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

これまで法定外公共物の管理等で大きな問題があったかということだと思いますが、以前、宅地のところで法定外公共物にある木が建物にかかるというようなことをご指摘、ご報告いただきまして、そういったところの緊急的な対応をしたような事実はございます。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 私はそれでいいというふうに思います。やっぱり、緊急的にその近所の人ではどうしようもないと、手出しができないというような場合には、やはり、町が責任を持って処理するということが必要だというふうに思うんです。ですから、それは住民ができるか、あるいはできないか、そういうことも個別に相談を受けて判断していく必要があるのではないかと。しかし、最終的な責任は町にあるということは明確にすべきではないかというふうに思います。

それで、実態調査もちょっとやるかどうか、まだ、分かりませんが、町は法定外公共物の維持管理だけではなくて財産管理というのも与えられているわけです。ですから、今、使われていない、例えば赤道や水路などについて、用途廃止をした上で町の財産に寄与するように売払いを積極的に行うことは考えているのでしょうか。

○議長（益子明美） 建設課長。

○建設課長（田邊康行） ただいまの質問にお答えいたします。

法定外公共物につきましては、用途は公共物としての用途がない場合、それとか、将来も公共の用に供する必要がなくなった場合につきましては、用途廃止ができるような状況になっ

ております。個別の案件に該当する、しないということがあるかと思っておりますので、そういったところで該当するような場合には用途廃止も可能、用途廃止後に払下げも可能だというふうに考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 法定外公共物の中には既に、かつての役割を終えているもの、あるいは今も地域住民になくてはならないものなど様々ですけれども、町の態度をはっきりさせて、その上で地域住民の要望にしっかり向き合いながら、なるべく有効利用が続けられるように要望したいと思います。

2項めの質問に入ります。

高齢化やあまりにも少ない農業収入などにより、農業従事者がますます減少し、耕作放棄地やあるいは呼び方で遊休農地が増えていると思われまます。生産を引き受けてきた受託者もこれ以上の受入れは困難な状況にあり、借りていた水田を委託者に返さざるを得ない事例も増えています。こうした現状を変えるために新しい対策が必要だと思っております。耕作放棄地を増やさず、減らしていくための町の対策を伺います。

○議長（益子明美） 細目1点目の質問でよろしいですね。細目1点目は現状についてというふうになっておりますが、細目1点目の質問でよろしいですか。

○6番（川俣義雅） すみません、耕作放棄地の現状をどのように考えているかという質問です。ごめんなさい。

以上、お願いします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 町は耕作放棄地の現状をどのように捉えているかについてお答えいたします。

令和6年度の遊休農地に関する措置の状況に関する調査におきまして、現在耕作されていない遊休農地で荒廃しているものにつきましては、田畑合わせて約139ヘクタールとなっており、農地全体の約5%に当たっております。

遊休農地の面積につきましては、従来から増加傾向にありましたが、再生できない荒廃農地の非農地化により、令和4年度以降は横ばいとなっております。遊休農地にさせないために農業委員会と連携しながら耕作者を探すなどしておりますが、人口減少等を伴う担い手不足等により解消に至っていないのが現状であります。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 再質問です。

ちょっと確認したいんですけれども、耕作放棄地と遊休農地という言い方ありますよね。僕はほとんど同じだろうなというふうに思っているんですけれども、耕作放棄地のほうが遊休農地よりも広い概念なんですか。つまり、遊休農地というのは農地であると。農地であるのを認めた上で、そこは作物を作っていないと。耕作放棄地というのはもう、もちろん作っていない、作物は作っていないんですけれども、もう、荒れてしまって水田とも認められないような状態になっている、それは遊休農地とは言わないと。耕作放棄地とは言うかもしれないけれども、そういうことなんですか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

用語の解説になるかと思うんですけれども、耕作放棄地につきましては農林業政策に使われている用語でして、農家が1年以上作付せず、数年以内に再び作付する予定がないと回答した農地が耕作放棄地ということで捉えております。

また、遊休農地につきましては、現在耕作がされておらず、今後も利用される見込みが低い農地ということで、こちらは農地法のほうの用語となっております。以上の形で区別しております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） いずれにしても耕作していないという、そういう土地、田畑ですよね。

それで、その耕作放棄地が広がっていると。これは私はそのとおりだというふうに思うんですよ。その原因、どのように考えているのでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

耕作放棄地、遊休農地、私のほうでいうと遊休農地が広がっている理由なんですけれども、それにつきましては議員さんも度々質問の中で言っている、ほかの質問ですね、その担い手不足と高齢化がその要因ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 日本の食料自給率38%とされています。種まで広げると10%という、そういう数字も出ているんですけれども、世界では食料不足が深刻になっています。この日本で自らの国土で作っている食料が38%、世界でも食料不足ということです。一方で、日本では先ほど問題にしましたように耕作放棄地が広がっていると。作れば作物が取れる。でも、作っていないという状況、その相反する状況だと思うんです。それをどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

耕作地がある中で自給率が低い。作れるはずなんですけれども作れない、作っていないという現状について、町といたしましても度々いろんな質問で答えているとおりに後継者の育成とか、担い手不足の解消とか、こういったところに対応して、耕作放棄地を少しでも減らすように努力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 2点目の質問にいきます。

今、課長がお答えになったところとダブると思うんですけれども、農家の高齢化や担い手不足で増加している耕作放棄地をこれ以上増やさず、逆に再生していく上でどのような対策を考えているか伺います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 耕作放棄地対策についてお答えいたします。

町では農地中間管理機構、いわゆる農地バンクを通じた農地の貸し借り等を促し、担い手への農地集約を図っているほか、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる集落については、地域の方々の共同作業により農地の維持管理、保全活動を行っているところです。また、花の里プロジェクト事業では、遊休農地への発生防止、解消を目的に菜種やレンゲ、ヘアリーベッチなどの種を配布しているほか、県の補助事業を活用し、遊休農地を再生し、営農を再開した事例もございました。

今後も各事業の推進を図りながら、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 再質問です。

私、最近知ったんですけれども、町単独で農業振興事業というのが行われていますね。その中で、例えば水田の暗渠排水事業、これについては個人でも申請できると。そういう項目がありますよね。今までだと、その農業振興事業に該当するのはグループということであったと思うんですけれども、個人でも申請できるということについては、町は町民に広く知らされているというふうに思いますか、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり町単独の農村振興事業の中に、その暗渠排水に係る事業がございます。一応条件の中に先ほど議員がおっしゃったように集団でなくても、受益者が1戸の場合でも対応できるんじゃないかとお指摘あったとおりでございます。それにつきましては、当然相談があった段階の中で、それに該当するかどうかも含めて検討させていただいて、説明させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） この、今の暗渠排水事業について質問したのは、この町にある水田の中でもかなり山際にある水田、これは山からの水が流れてきて、なかなか排水できないと。そうすると、大型機械が入れないと。結局作れなくて耕作放棄地になってしまうという、そういう例がすごくあるんだというふうに思うんです。ですから、この暗渠排水事業についても、これは町は補助金を出すんだということがよく知られるようにしていただきたいというふうに思っているわけです。

それで、今進めている対策、課長もおっしゃっていますけれども、個人や企業に受託をお願いするというのがメインで、ずっとやってこられました、それだけで生産力を維持発展させることは、もう難しいというふうに判断できないでしょうか。実際にもうそれは行き詰っているというふうに私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

その農業の受託関係について、企業や個人に従来担っていただいている部分があったかと思うんですけれども、それが行き詰っているんじゃないかというご指摘なんですけれども、それにつきましては現時点ではそういう、将来的にはそういう傾向が出るかもしれませんけ

れども、現時点ではまだ、そこまで深刻というわけではないんですけれども、そのような把握をしております。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 現実問題として、委託者が受託者に耕作をお願いする。それでも、受託者もいろんな事情があって、それをまた、委託者に返すということがあちらこちらで出てきているんです。それで、広い田んぼなどを耕作している事業者に聞いても、もう、手いっぱいだよとこれ以上無理だよと、とてもとても管理なんかできないと、草刈りなんかできないよという、そういうような声が聞こえるんですよ。そういうことで、しかも、耕作放棄地は減っていないと。やっぱり、この大きな農家あるいは事業者に委託するということは、なかなかもう難しくなっているというふうに思うんです。

それで、3点目の質問です。

耕作放棄地対策の一環として、新たに関係機関と町が一体となった受託組織をつくるべきだと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） 関係機関と町が一体となった受託組織についてお答えいたします。

受託組織については、既に多くの自治体や民間などで先進的に進められ、うまくいっている事例もあり、有効な手段の一つであると考えられています。一方で、農業機械を操作するオペレーターの確保やその高齢化が課題となっており、当町のような中山間地で農地が点在しているところは生産効率が低く、採算性の面でも課題となっているようであります。

当町の地理的条件等に照らして考えてみますと、現段階で受託組織をつくることは難しいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） そうなると、今以上に打つ手がないということになるというふうに思うんですけれども、耕作放棄地は減りませんね。機械が入らないようなところは、もう、誰も耕作しないと。前作っていた人ももう、高齢でそれはできないということになれば田畑が荒れていく。イノシシがまた走り回るというような状況になるというふうに思うんです。

やがて、私は、この那珂川町の耕作地はよみがえってくるというふうに思っているんです

よ。先ほど言ったように世界的に食料が足りないんです。農産物を生産できる、そういう場所というのは地球上でも限りがあるんです。ほとんど雨が降らない砂漠では、それはちょっと難しいでしょう。それから、あまりにも寒いところでは作物は育たない。そういうようなことがあって、この水もある、雨が降らない時期もありますけれども、全体を通しては雨も降る、それから、気候も野菜なんかを作るのには適している。穀物もできると、そういうところというのは、みんなでとにかく耕して食料を作りましょうと、そういう時代が必ず来ると思うんです。

そういうときに個人農業なんかがまた、やる人が増えてきて、それで生活できるというふうになると私は確信しているんですけども、でも、今の状況を放っておいたら、そこまでつなぐことができない。今はとにかくもう、農業ができないという人が増えて、何とかしてくれということと呼びかけている。悲鳴を上げているわけですから、それに応えるのが町であり、あるいは農協であると私は思うんですよ。だから、それらがきちんと真剣に話し合う必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。私、何回かこのような質問をやってきましたんですけども、農協などと真剣に話合いをしたことがあるんでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（杉本 篤） ただいまの質問にお答えいたします。

過去にそういった関係でご質問が何回かあったかと思うんですけども、それに対しまして、例えば、関係機関である農協を含めて、その議員がおっしゃるとおり本気でというんですか、そういった形で協議したのかと言われますと、その点についてはちょっと記録が手元にないので、何とも言えません。ただ、担当者の中でそういった話合いが出た中では、必ずそういった話題は出ていますので、そういった意味では検討はしていたというふうなことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 立ち話的な話はしたというのは、私も聞いているんですよ。でも、それ以上に記録が残るような、そういう真剣な話合いというのは、恐らくやっていないと思う。今やらないと、もうあと10年たって、さあ、やりましょうと言っても、僕は間に合わないと思うんですよ。ですから、早急にその農業関係者あるいは農協などと真剣に話し合う、そういう機会を町が主導して設けてもらいたいというふうに思うわけです。

町長、何か、どうでしょうか。

○議長（益子明美） 町長。

○町長（益子純恵） 真剣に議論する場をとということでございますけれども、やはり、耕作放棄地、遊休農地の対策の一環として受託組織をつくっていて、全国的に好事例になっているというところは私も拝見をしたことがありますけれども、当町においてはなかなか、慎重にいかなくちゃいけないという現状があるということも理解をしております。

ただ、那珂川町にとりまして農業は基幹産業でありますし、農業、農地を守り抜くという思いは私も同じ思いであります。何か一つで解決できるような小さな課題ではないということ承知しておりますので、農家の皆さんが持つ技術、それから、次世代につなぐ担い手をつくっていくということが非常に重要だと思っております。

受託組織を含めた新たな組織の在り方、そういったものは人づくり、技術の継承といったところで、そういったところを軸に本町に合った持続可能な形を町だけでなく、そういった農業の関係組織の皆様と粘り強く模索をしていくこと、同じような中山間地域で成功している事例が中にはあるかと思っておりますので、そういったところを参考にしながら、那珂川町の農業を守っていきたいという思いはありますので、今後担当課、そして、関係各機関といろいろな形を模索していくための機会を設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子明美） 川俣議員、終了です。

○6番（川俣義雅） これで、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（益子明美） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時32分